

# 土地改良法施行規則の一部を改正する省令案の概要

平成30年 8月  
農 林 水 産 省

## 1 趣旨

土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号。以下「改正法」という。）においては、准組合員・施設管理准組合員制度の創設など土地改良区の組合員資格に係る措置及び総代会制度の見直しなど土地改良区の体制の改善に係る措置が講じられたところ。本省令案は、改正法の施行に伴い、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）について、所要の規定の整備を行うものである。

## 2 改正の概要

### (1) 事業参加資格の交替の申出

- ① 借地の所有者から耕作者へ事業参加資格を交替する場合、当該耕作者は、当該所有者が同意する旨を記載した申出書を農業委員会に提出することとする。
- ② 耕作者から借地の所有者に事業参加資格を交替する場合の農業委員会の承認に係る手続規定の整備を行うこと。

### (2) 農地中間管理機構が行う組合員資格の得喪通知

農地中間管理機構が行う組合員資格の得喪通知に記載すべき事項として、

- ア 組合員たる資格を喪失し、又は取得した者の氏名又は名称及び住所
- イ 当該土地の所在、地番、地目、用途及び地積
- ウ 資格得喪の原因及びその時期

を定めるとともに、これらの事項の記載に代えて、農用地利用集積計画の写し又は農用地利用配分計画の写しを添付することができることとする。

### (3) 組合員名簿

土地改良区が准組合員・施設管理准組合員制度を導入した場合に、組合員名簿に記載すべき事項として、

- ア 准組合員の氏名、生年月日及び住所並びに准組合員の資格に係る権利の目的たる土地の所在地及び権利の種類
  - イ 施設管理准組合員の名称、住所及び代表者の氏名
- を定めること。

### (4) 理事の定数の5分の3を耕作者である組合員とすることを要しない場合

理事の定数の5分の3を耕作者である組合員とすることを要しない場合として、

- ア 当該土地改良区の地区内における耕作者である組合員の数が、当該土地改良区の理事の定数に3を乗じて得た数を下回る場合
  - イ 理事の定数の5分の3が、組合員で、かつ、次のいずれかに該当する者であること  
ロ 耕作者  
ハ 耕作者である法人の役員又は使用人  
ニ 耕作者の営む農業に従事する親族
  - ウ 当該土地改良区が、土地改良施設の管理を行わない場合
- を定めること。

### (5) 利水調整規程

土地改良区が利水調整規程を作成しなければならない農業用の用水施設として、  
ア ダムその他のえん堤  
イ 農業用用水路  
ウ ため池  
エ 揚水施設  
等を定めること。

### (6) 電磁的方法

議決権の行使等における電磁的方法として、電子メールの送信及び磁気ディスク・CD-ROM等の交付を定めること。

### (7) 土地改良区連合の事業の実施に関する計画

土地改良区連合が作成すべき事業の実施に関する計画の記載事項として、  
ア 土地改良事業を行う場合には、土地改良事業計画に記載すべき事項  
イ 土地改良事業以外の事業又は事務を行う場合には、  
イ) 当該事業又は事務の内容  
ロ) 当該事業又は事務の実施の方法  
ハ) 計画期間  
を定めること。

### (8) 決算関係書類

- ① 貸借対照表の作成を要しない土地改良区として、貸借対照表において資産として評価すべき土地改良施設の管理を行わない土地改良区を定めること。
- ② 決算関係書類の公表の方法として、事務所で公衆の閲覧に供する方法及びインターネットを利用する方法を定めること。

### (9) 員外監事の設置を要しない場合

員外監事の設置の義務付けの例外となる場合として、  
ア 公認会計士又は監査法人の監査又は指導を受ける場合  
イ 税理士又は税理士法人の指導を受ける場合  
ウ 都道府県土地改良事業団体連合会から会計に関する指導を受ける場合  
エ 土地改良区の会計に関する事務を土地改良区連合が行う場合  
を定めること。

### (10) その他所要の規定の整備

## 3 施行期日

改正法の施行の日（平成31年4月1日）